

【資料 7】

香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場使用料減免取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、事務委任施設管理運営規則（平成16年香川県教育委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）第 9 条の 2（同規則第 9 条の 4 において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく香川県総合運動公園（以下「総合運動公園」という。）及び香川県立丸亀競技場（以下「丸亀競技場」という。）の有料公園施設の使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減額)

第 2 条 次の各号のいずれにも該当する者が公式試合を主催するために総合運動公園又は丸亀競技場の有料公園施設を利用する場合は、当該利用に係る使用料を減額する。公式試合出場に必要な練習のために当該有料公園施設を利用する場合も同様とする。

- (1) 香川プロスポーツクラブ連絡協議会に加入のプロチームであること。
- (2) 見せるスポーツを通じたスポーツのファン層拡大によるスポーツ振興や、地域間交流などによる地域の活性化、スポーツを通じた青少年の健全育成を図ることができること。
- (3) その者による有料公園施設の利用がスポーツの振興及びにぎわいの創出に資すると認められること。

(減額して徴収する額)

第 3 条 前条の規定による減額後の使用料の額は、次に定める額とする。

- (1) 県営野球場の基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）の使用料 別表第 1 のとおり
- (2) 県営第 2 野球場の基本施設（グラウンド及びダッグアウト）の使用料 別表第 2 のとおり
- (3) 県営野球場の夜間照明施設の使用料 別表第 3 のとおり
- (4) サッカー・ラグビー場の基本施設（グラウンド及び更衣室）の使用料 別表第 4 のとおり
- (5) 第 2 サッカー・ラグビー場の基本施設（グラウンド）の使用料 別表第 5 のとおり
- (6) 丸亀競技場主競技場の基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）の使用料 別表第 6 のとおり
- (7) 丸亀競技場補助競技場の使用料 別表第 7 のとおり
- (8) 丸亀競技場の夜間照明施設の使用料 別表第 8 のとおり
- (9) 丸亀競技場の大型映像装置施設の使用料 別表第 9 のとおり

(使用料の免除)

第4条 第2条に該当する者が、次の各号のいずれにも該当するスポーツ大会を主催するために、併せて当該有料公園施設において広告を表示するときは、当該広告の表示に係る使用料を免除する。

- (1) スポーツの振興に資するものであること。
- (2) 一定の集客が見込まれること。
- (3) 大会の運営費に広告協賛金が充当されていること。

(減免の申請)

第5条 規則第9条の2第2項に規定する都市公園運動施設使用料減免申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。なお、規則第9条の4において、読み替えて規則第9条の2の規定を準用する場合も、同様とする。

- (1) 第2条の利用に係る使用料の場合 次に掲げる書類
 - ア 事業の概要を記載した書類
 - イ 事業の収支予算を記載した書類
 - ウ 既存の法人にあつては、次に掲げる書類
 - (ア) 定款及び登記事項証明書
 - (イ) 最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
その他最近における業務、財務及び損益の状況を知ることができる書類
 - (ウ) 法人の沿革及び現況を記載した書類
- (2) 第4条の広告の表示に係る使用料の場合 次に掲げる書類
 - ア スポーツ大会の概要を記載した書類
 - イ スポーツ大会の収支予算を記載した書類
 - ウ 既存の団体にあつては、次に掲げる書類
 - (ア) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - (イ) 最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財務及び損益の状況を知ることができる書類又はこれらに準ずるもの
 - (ウ) 団体の沿革及び現況を記載した書類

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場使用料減額取扱要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第 1

県営野球場の基本施設の使用料

単位 使用区分	1 日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	午前 (午前 9 時から正午 まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	1 時間 (午前 9 時から午後 5 時までの間 において使用 時間を分割し て使用する場 合)	1 時間 (午前 9 時前又は午 後 5 時後の時 間において使 用する場合)
アマチュア スポーツ以 外の場合					
入場料を 徴収しな い場合	15,580 円	7,790 円	10,380 円	2,980 円	2,980 円
入場料を 徴収する 場合	入場料の最 高額の 150 倍に相当す る額			入場料の最高 額の 45 倍に相 当する額	入場料の最高 額の 15 倍に相 当する額

別表第 2

県営第 2 野球場の基本施設の使用料

単位 使用区分	1 日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	午前 (午前 9 時から正午 まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	1 時間 (午前 9 時から午後 5 時までの間 において使用 時間を分割し て使用する場 合)	1 時間 (午前 9 時前又は午 後 5 時後の時 間において使 用する場合)
アマチュア スポーツ以	12,430 円	6,210 円	8,290 円	2,370 円	2,370 円

外の場合					
------	--	--	--	--	--

別表第 3

県営野球場の夜間照明施設の使用料

使用区分	単位	金額
アマチュアスポーツ以外の場合 2 分の 1 点灯	1 時間	38,970 円

別表第 4

サッカー・ラグビー場の基本施設使用料

単位 使用区分	1 日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	午前 (午前 9 時から正午 まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	1 時間 (午前 9 時から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する場 合)	1 時間 (午前 9 時前又は午後 5 時後の時間において使用する場合)
アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合	10,740 円	5,360 円	7,160 円	2,040 円	2,040 円
入場料を徴収する場合	入場料の最高額の 150 倍に相当する額			入場料の最高額の 45 倍に相当する額	入場料の最高額の 15 倍に相当する額

別表第 5

第 2 サッカー・ラグビー場の基本施設の使用料

単位 使用区分	1 日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	午前 (午前 9 時から正午 まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	1 時間 (午前 9 時から午後 5 時までの間 において使用 時間を分割し て使用する場 合)	1 時間 (午前 9 時前又は午 後 5 時後の時 間において使 用する場合)
アマチュア スポーツ以 外の場合	8,540 円	4,260 円	5,690 円	1,620 円	1,620 円

別表第 6

丸亀競技場主競技場の基本施設使用料

単位 使用区分	1 日 (午前 9 時から午後 9 時まで)	午前 (午前 9 時から午後 1 時まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	1 時間 (午前 9 時から午後 9 時までの間 において使用 時間を分割し て使用する場 合)	1 時間 (午前 9 時前又は午 後 9 時後の時 間において使 用する場合)
アマチュア スポーツ以 外の場合 入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	62,850 円	27,860 円	27,860 円	8,370 円	8,370 円
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入 場 料 の 最 高 額 の 150 倍 に 相 当 す る 額			入 場 料 の 最 高 額 の 45 倍 に 相 当 す る 額	入 場 料 の 最 高 額 の 15 倍 に 相 当 す る 額

別表第 7

丸亀競技場補助競技場の基本施設の使用料

単位 使用区分	1 日（午前 9 時から午後 5 時まで）	午前（午前 9 時から午後 1 時まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	1 時間（午前 9 時から午後 5 時までの間において使用時間を分割して使用する場合）	1 時間（午前 9 時前又は午後 5 時後の時間において使用する場合）
アマチュアスポーツ以外の場合	8,370 円	5,550 円	5,550 円	1,670 円	1,670 円

別表第 8

丸亀競技場の夜間照明施設の使用料

使用区分	単位	金額
アマチュアスポーツ以外の場合 全点灯	1 時間	97,480 円

別表第 9

丸亀競技場の大型映像装置使用料

単位 使用区分	1 日（午前 9 時から午後 9 時まで）	午前（午前 9 時から午後 1 時まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	1 時間（午前 9 時から午後 9 時までの間において使用時間を分割して使用する場合）	1 時間（午前 9 時前又は午後 9 時後の時間において使用する場合）
アマチュアスポーツ以外の場合	68,050 円	29,700 円	29,700 円	9,070 円	9,070 円

